

「市民活動による市民セクターの生成—P・Lバーガーの理論とペストフの図式を利用して— (2)」

松 元 一 明

はじめに (前著を受けて)	2
3. 市民活動と市民セクター.....	3
3-1. 「運動」から市民活動、日本における状況	3
3-2. ペストフ図式における日本の「運動」、市民活動の位置づけ	8
3-3. 市民セクターの成立.....	11
結論：なぜ市民セクターにおいてアドボカシー機能が必要なのか.....	13

はじめに（前著を受けて）

本論における問題意識と目的については、前著「市民活動による市民セクターの生成—P・Lバーガーの理論とベストフの図式を利用して—(1)」(以下、(1)と略す)において詳細に述べているが、要約すると以下の通りである。

市民活動団体やNPO法人などを中心に構成される「市民セクター」は、日本における「サードセクター」としてその役割が期待されているが、その反面、行政セクターの「下請け化」や、社会的課題に対する「批判性の低下」が多くの論者より指摘されている。地方分権の進展や、少子高齢化の急速な進行と平行して、公益的ニーズは増大、多様化する状況にありながらも、国、地方などの行政機関は危機的な財政状況にある。このような理由から、行政の代替や補完となり公益的サービスを提供する担い手として、市民セクターへの期待が増大している。

そもそも市民セクターは、行政や企業セクターがその営みの中で生み出した社会的課題に対し、個人やコミュニティの立場から異議を申し立て主題化するという「坑道のカナリア」としての役割を果たしつつ、その解決にも取り組んできたことで存在意義を示してきた。つまり、社会的な問題を俎上にあげ、社会全体に解決を促すという「アドボカシー」の役割が、市民セクターの原点なのである。

アドボカシーの役割を軽視し、「サービスプロバイダー」としての役割だけに偏重した市民セクターへの期待が、「下請け化」や「批判性の低下」といった状況を生み出しているのではないか。

このような問題意識のもと本論では、P・L・バーガー(以下、バーガーと略す)の理論とヴィクター・ベストフ(以下、ベストフと略す)の図式を利用し、市民セクターの成立過程を再確認することを通して、看過されがちである市民セクターのアドボカシー機能の重要性を主張することを目的としている。

(1)ではまず、英米における「サードセクター(The Third Sector)」の成立経緯の確認に合わせて、日本における「第三セクター(三セク)」と、本論で主題にしている市民セクターとの本質的な相違を示した。その理由は、本論の対象とするサードセクターの枠組みを押さえておくとともに、これまで日本では、国際的なスタンダードに合致するサードセクターが成立していなかったことを確認するためである。

続いて1960年代末に世界的に隆盛し、バーガーが近代性への反動と異議申し立て¹として分析した「脱近代化・反近代化運動」(以下、「運動」と略す)の発生と展開について、バーガーの「脱物象化論」、「中間媒体論」を用いて説明をし、さらにベストフの「トライアングルモデル」を利用して「運動」の社会的な位置づけを示した。

もともとトライアングルモデルは、福祉分野の非営利活動を説明する図式として発案されたものであり、社会サービスの提供主体である「セクター」を、フォーマル/インフォーマル、公/民、非営利/営利の軸で分類し、その性質を示している。筆者はトライアングルモデルが、バーガーの対象とした「運動」と「中間媒体」の社会的な位置を示すことに加え、「市民活動」による市民セ

クターの生成を説明するのに適していると考え、利用することとした。

(1) に続く本稿では、バーガーの対象とした「運動」と1960年代以降の日本の諸動向との関連を確認するとともに、バーガーが主題化しなかった「新しい社会運動」や、日本における「住民運動」、「市民運動」といった集合行為に着目し、そこに市民活動の要素の源泉をみる。そして市民活動の生成から「セクター」という社会的な構成体が成立するまでの過程を(1)と同様に、バーガーの理論や概念とペストフのモデルを利用し示すこととする。

以上のことを通して、個人やコミュニティなどの私的領域の防御機能のみが強調されているバーガーの中間媒体について、能動的な構成体として捉えなおすことに加え、市民セクターにおけるアドボカシー機能の不可欠性を示すこととする。

3. 市民活動と市民セクター

本章では、バーガーの概念と理論を援用することで導かれた、市民活動の機能を明らかにするとともに、トライアングルモデルの図中において市民活動の位置づけを示すことで、市民活動がどのように市民セクターの基礎となったのかを説明する。

そのためにまずは、バーガーの対象とした「運動」と1960年代に日本で隆盛した諸動向との類似性を説明したのち、「従来の運動」とは異なる性質をもつ住民運動・市民運動といった集合行為の登場を確認する。その際、西欧諸国で登場した「新しい社会運動」の性質と、日本における住民運動・市民運動の性質の共通性を示したい。

つぎに、住民運動・市民運動により生成を促された市民活動の性質について説明したのち、その位置づけについてトライアングルモデルで示す。そして市民活動が開いた領域において、どのように市民セクターが生成したのかを明らかにしたい。

以上のことに合わせて、現在は活動領域を共にするも、生成の由来が異なる社会福祉法人を中心とした「福祉分野の領域(ボランティア・アソシエーション)」と、ビジネスの手法を利用しながらも、社会的課題の解決をミッションとする「社会的企業(ソーシャルビジネス)」についての位置づけを述べたのち、両者を含めて日本におけるサードセクター＝市民セクターが構成されていることについて説明したい。

3-1. 「運動」から市民活動、日本における状況

(1) で詳細を示したようにバーガーは、1960年代末にピークを迎えた対抗文化・青年文化をベースにした「運動」を対象に、その生成と展開を理論化したが、結果的に「運動」は、さまざまな問題と矛盾を生み出す「近代の諸制度」の否定とそこからの脱却、つまり「近代性の克服」という目的を果たすことなく「失敗」したと結論づける。そして「運動」の目指した「近代性の克服」のオルタナティブとして、私的領域と公的領域の間に両者の緩衝帯となる中間媒体を設置し、その強化

を提案した (Berger et al. 1973, Berger and Neuhaus [1977] 1996)。

一方、日本においても、対抗文化・青年文化をベースにしたムーブメントが見られたものの、同時期にその対象を異にする諸動向も発生している。そこでバーガーの対象とした「運動」と日本における諸動向の両者の性質を比較するために、以下、片桐新自の「社会運動」の分類を用いて検討したい。

片桐新自は、社会運動を「公的な状況の一部ないしは全体を変革しようとする非制度的な組織的活動」と定義したうえで、運動の対象となる社会構造のレベルを「体制—制度—狭義の公的状況」の三段階に分け、これに則して運動を「①体制変革運動、②制度変革運動、③狭義の公的状況変革運動」の三類型に分類した (片桐 1994)。

バーガーの主題とした「運動」は、片桐の分類に従えば「体制変革運動」から「狭義の公的状況変革運動」までが混在していたものである。しかしバーガーは「近代性の克服」を目指す「運動」のすべてが、「体制変革」を目指したものであったと分析した。そして「運動」は、近代諸制度で成立する「体制」を覆すことができなかつたために「失敗」したと結論づけられ、バーガーは近代性により生みだされる問題群から私的領域を防御するための、「中間媒体」を発案することとなった。

一方、日本でも 1960 年代に「60 年安保闘争」、「学園紛争」、「全共闘運動」、「70 年安保闘争」など対抗文化・青年文化によるムーブメントが具体化したほか、「従来の運動」(表 1 参照)とは異なるさまざまな集合行為が顕在化する。この時期のムーブメントは、バーガーの対象とした「運動」と同様、「体制変革運動」から「狭義の公的状況変革運動」までが混在していたため、未分化のまま理解されていた。

日本でも体制変革を志向した運動は、一部過激な勢力を生み、大衆の支持を失うことで「失敗」しているが、その一方で他の西欧諸国と同様、担い手、対象、イシュー²を「従来の運動」と異にする諸動向が萌芽する。住民運動や市民運動と呼ばれるものである。

1960 年代の日本は、高度経済成長に伴う副作用が顕在化した時代でもある。1963 年に始まる「沼津・三島・清水コンビナート計画反対運動」を皮切りに、高度経済成長期に策定された「新産業都市建設促進法」や、「全国総合開発計画」、「新全国総合開発計画」に基づいた産業都市整備や、国土開発に異議を申し立てる運動が増加した。1960 年代前半より各地域において発生し、高度経済成長の「反作用」を争点とした運動は、研究者の間で従来からの運動と区別して「住民運動」として主題化されるようになる。

また 1960 年の安保闘争においても、「従来の運動」とは異なる運動形態がみられた。日高六郎はこれらの特徴を、①無党派であること、②政治的野心をもっていないこと、③担い手がパートタイム的参加であること、④非組織的で自発的な参加であること、としてまとめ、ここに「市民運動」の登場を見出した。ほかにもベトナム戦争に反対する反戦運動のネットワークとして 1965 年に発足した「ベトナムに平和を!市民連合」の運動が、その後にくさまざまな市民運動の原型となっ

たという指摘もある（住民図書館 1992:13）。

住民運動や市民運動は、従来からの組織、組合や政党などによる「プロ」の運動とは異なり、主たる担い手が一般的な個人（住民／市民）であり、またそのことが強調された運動でもある。住民運動と市民運動の違いは明確ではないものの、地域における問題を争点とし、住民という担い手の「地縁性」を強調したものが住民運動、地域を超えた問題を争点とし、既存組織や政党によらない市民という担い手の「個別性」を強調したものが市民運動といえよう。

住民運動や市民運動の対象は、バーガーの示した「運動」の対象と同様、社会の諸制度の矛盾がもたらした諸問題ではあるが、いずれも体制変革を志向したものではない。個別具体的なイシューの解決を目的に、国家・行政セクターや企業セクターなど、諸問題を生み出している対象へ異議を申し立てることで解決を迫った。これらは片桐の分類でいうところの「制度変革運動」や「狭義の公的状況変革運動」に該当するだろう。

一方、国際的には、政党や労組などによる組織的な運動や階級闘争を特徴とする従来の社会運動とは形態が異なる、1960年代以降に顕在化した運動の総称として「新しい社会運動」という名称が、トゥレーヌやハーバーマス、オッフエ、メルッチらにより用いられるようになる。メルッチによれば「新しい社会運動」とは、「複合社会³」における「集合的アイデンティティ⁴」に基づいた集合行為であり、運動のイシューは、若者、女性に関するもの、環境・エコロジー、平和、およびナショナリティをめぐるもの（Melucci 1989=1997: 96）であり、「（新・旧）中間階級」、「周縁的存在（豊かなマージナル）」などが担い手である（Melucci 1989=1997: 118）。

日本で「新しい社会運動」という用語は1980年代半ば以降に研究者の間で使われるようになったものの、一般には広まらなかった。しかし、そのイシューや担い手の属性など多くの共通点をもつ住民運動や市民運動は、日本における「新しい社会運動」ということになるだろう。

このように1960年代以降、「従来の運動」に代わり、住民運動や市民運動の一般化が進む。運動のイシューは個別具体的に特化されるなど、運動の質的な変化がみられるようになり、異議申し立てに加えて、自らがその問題解決も兼ねる市民活動の生成を促すこととなった。実際に「運動」からスタートした市民活動も少なくなく、「運動」によるさまざまな限界の克服のため、独自に手法を生み出し、自らが解決に乗り出していった。

たとえば難病患者の地域ケア研究と実践を目的に、1985年5月設立（元団体は75年に設立）された福祉系市民活動団体「日野市地域ケア研究所」は、もともと1964年に筋ジストロフィー患者への施策を国に促すために結成された「進行性筋萎縮症児親の会」（65年「日本筋ジストロフィー協会」に改称）における運動がベースになっている（松元 2011a）。

また1994年設立の「アジア砒素ネットワーク」（2000年にNPO法人格取得）は、アジア諸国における砒素被害者を救済、支援する環境系市民活動団体であるが、1971年に発覚した宮崎県の土呂久・松尾地区鉍山の亜砒酸による鉍毒被害を告発する運動から始まっている（松元 2010）。

そもそも市民活動という用語は日本独自のものであり、1980年代以降に一般化している。市民

活動は、住民運動や市民運動と多くの共通した性質をもつが、独自の特性と呼べるものがある。活動の分野については、住民運動、市民運動と重なっているものの、市民活動はとくに、受益者への長期的な対応を必要とする福祉分野や国際分野などをはじめ、問題解決に時間のかかる環境分野やまちづくり分野などを主な対象としている(松元2010, 2011a)。このことから市民活動団体は、リーダーとボランティアなフォロワーで構成される「担い手」のほか、マンパワーとしてのスタッフを擁する場合が多い⁵。このように市民活動は、住民運動や市民運動と同様、社会的な問題を顕在化させることに加えて、独自の手法を用いてその解決を担ってきた。

〔運動〕〔新しい社会運動〕〔市民活動〕の違い

バーガーの「運動」分析は、「革命」を目指すラディカルやニューレフトと、イシュー解決に特化した一般市民によるものいずれも、根源は「近代性の克服」を目的としたものであり、同質のものであるとみなしている。バーガーの理論を用いて「運動」の起結を説明すると次の通りになる。

工業制・官僚制で特徴づけられる近代は、物象化されることを通じてさまざまな社会的問題を発生させ、個人やコミュニティなどの私的領域を侵害する。そして青年層や対抗文化(層)など「社会的にマージナルなところにいる個人や集団が持つ傾向⁶」により、反省的意識・認識が喚起される「脱物象化の契機」が生じ「運動」が展開されたが、同時に「社会構造の全面的崩壊」を「目指した」ラディカルやニューレフトを生むこととなり、結果的に「失敗」した。

脱物象化理論に基づけば、「自明視されていた世界の崩壊を必然的に伴う社会構造の全面的崩壊」の結果、意識の脱物象化が喚起されるのであって、「社会構造の全面的崩壊」=脱物象化は目的化されるものではない。つまりバーガーからすれば、ラディカルやニューレフトは、脱物象化の目的と結果を取り違えているということになる。

バーガーが社会的な諸問題の根源を「近代性」や「近代の諸制度」に求めたことは、メルッチが運動の争点を「複合システムがもたらす諸問題」や「管理倫理」に求めたことと共通性がある。ただし「新しい社会運動」は諸問題の解決を目的としたものであり、「ラディカル」や「ニューレフト」による「運動」は革命を目的とした点で大きく異なる。このことからみてもバーガーの分析は、「運動」と同時期に萌芽した「新しい社会運動」への視点が欠けていたといえる。

以下、表1((1)で示した表に加筆)を利用し、バーガーの対象とした「運動」と「新しい社会運動」(住民運動・市民運動)との違いを確認したい。

バーガーの対象とした「運動」の担い手は、「ラディカル」や「ニューレフト」から「周縁層、新中間層、一般市民」に至るまで幅広いものである。運動の敵手ともいえる運動の対象は、「近代性に起因する問題群」であるが、そのイシュー(争点)は、「革命」から、制度、管理、平和、マイノリティ、女性、社会的弱者、環境などである。ギデンズの運動争点の分類でいえば、「解放のポリティクス」と「ライフ・ポリティクス」の両者が含まれた位置にある。結果的にバーガーの「運動」分析は、「解放のポリティクス」のみに目が向けられ、「ライフ・ポリティクス」を争点とする

表1 バーガーの対象とした「運動」と「新しい社会運動」の位置づけ

	従来の運動 (労働運動・政治運動)	バーガーの対象とした「運動」		「新しい社会運動」 (メルッチ)
		「脱近代化運動」 「反近代化運動(反西欧化運動)」		
担い手	労働組合・革新政党 (「プロ」)	ラディカル、 ニューレフト	周縁層(青年層・学生、マイノリティ)、 新中間層、一般市民	
対象	政府・資本主義 (大企業)	近代性(官僚制・工業性)に起因する 問題群		複合システム、 管理倫理
イシュー	階層、制度、社会体制(革命)		制度、管理、平和、マイノリティ、女性、 社会的弱者、環境	
ギデンズの分類	「解放のポリティクス」		「ライフ・ポリティクス」	
片桐の分類	①体制変革運動		②制度変革運動 ③狭義の公的状況変革運動	

動向を看過していたといえる。

一方の「新しい社会運動」(住民運動・市民運動)は、「周縁層、新中間層、一般市民」を担い手とするものであり、その対象は「複合システムがもたらす諸問題、管理倫理をめぐる争点」である。これはバーガーのいう「近代性に起因する問題群」とほぼ同義である。しかしそのイシューは、制度、管理、平和、マイノリティ、女性、社会的弱者、環境などの「ライフ・ポリティクス」に該当するものである。

「解放のポリティクス」から「ライフ・ポリティクス」への争点の変化はまた、社会的に周縁化された問題群へと運動の目を向けさせ、「新しい社会運動」や住民運動や市民運動を生みだした。脱物象化理論に基づけば、「新しい社会運動」や住民運動、市民運動の登場は、「近代の諸制度」や「複合システム」、「管理倫理」の物象化に対し、「社会的にマージナルなところにいる個人や集団が持つ傾向」から喚起された「脱物象化の契機」であると定義することができる。

以上の議論から、「新しい社会運動」や住民運動、市民運動は、物象化された社会によりもたらされた諸問題を主題化、または顕在化させる脱物象化の契機となり、市民活動は、主題化、顕在化された諸問題に対し、その解決までを担う脱物象化の実践であるといえる。

3-2. ペストフ図式における日本の「運動」、市民活動の位置づけ

前章でみたように、バーガーは「運動」の共通目的を、近代性によって物象化したフォーマルな社会に対する、インフォーマル側からの異議申し立てとして分析した。そして市場経済や国家・行政というフォーマルな領域と、インフォーマルな個人やコミュニティとのあいだに対立構造を見出し、「運動」をインフォーマル側からの脱物象化の試みとして位置づけた。

そのため「運動」の「失敗」を受けて、近代性をもたらすフォーマルな領域に「対抗」するのではなく、インフォーマルとフォーマルの領域のあいだに中間媒体を設置することで、個人やコミュ

ニティなどの私的領域を「防御」という代案を出した⁷。

バーガーは「制度変革」、「狭義の公的状況変革」の運動の目的を、「体制変革」の運動へと一元化させたため、「新しい社会運動」が目指すものへの視点を欠いたことは先述した通りである。

「新しい社会運動（住民運動・市民運動）」は、近代性の生んだ諸問題への異議申し立てという意味では、バーガーの対象とした「運動」と共通するものの、「体制」変革による諸問題の解決でなく、イシューに特化した「制度変革」や「狭義の公的状況変革」の運動をもって諸問題の解決を目指したのである。

「新しい社会運動」が主題化または顕在化した諸問題を、さらに自らが解決を図るという特性をもつ市民活動は、トライアングルモデルの中ではどのように図式化できるのか。市民活動の位置づけについて、以下、トライアングルモデルを用いて説明したい。

図1（市民活動の位置）は、市民活動ならびに住民運動、市民運動の社会的位置づけ＝「領域」を示したものである。（1）において述べたように、日本において三角形の中央に位置するこの空間には、もともと欧米のようなサードセクターは存在しておらず、各セクターに共有され（common）、開かれていた（open）領域であった。国家、企業の両セクターと個人・コミュニティなどの私的領域との相互作用がもたらされる領域として、ここでは「公共領域」と呼ぶこととする。

市民活動が開始される契機は、リーダーなどの個人的経験によるものが主であるが、その後イシューへの共感（集合的アイデンティティ）を通じてフォロワーが増え、活動の担い手に加わるという特徴をもつ。この点で市民活動は「新しい社会運動」と共通しており、個人やコミュニティが属する私的領域からの行為として捉えることができる一方で、市民活動は対象とする問題の解決のために継続的な活動を必要とし、その結果、アソシエーションとなる組織体をつくるに至っている。

市民活動が対象としたものは、「公共の福祉」概念をめぐる国家・行政の物象化や、市場（企業）の物象化によりもたらされる諸問題が中心となっている。たとえば、公共の福祉概念によって対象

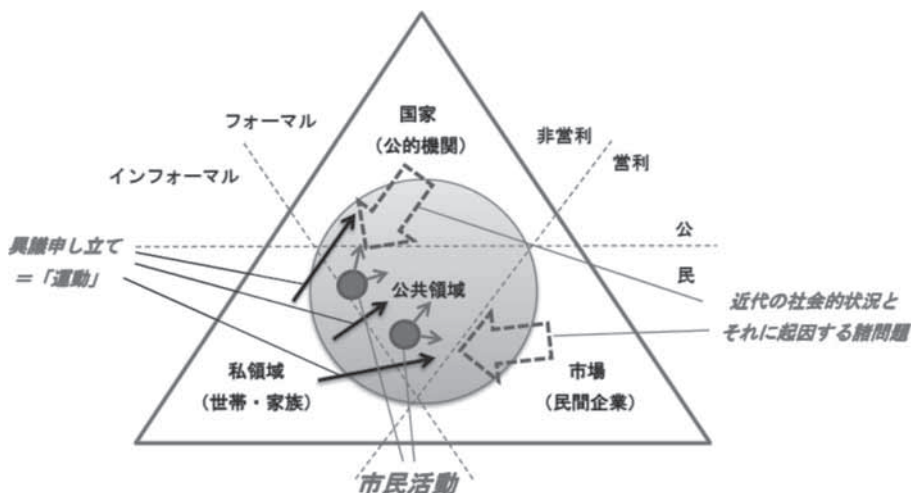


図1 市民活動の位置

化されず、疎かにされた福祉的事案⁸や、経済原理が優先されたがために発生する環境問題⁹などが挙げられる。

市民活動は福祉、環境分野の問題をはじめ、マイノリティ・女性・社会的弱者など、社会的に周縁化された問題も顕在化させ対応をおこなってきた。これら 이슈についても「新しい社会運動」や住民運動、市民運動とその対象が重なっている。

住民運動や市民運動（図1内では「運動」と表示）は、バーガーの対象とした「運動」と同様、私的領域からトライアングルの中心部の空間（公共領域）を通して「国家」、「市場」へと向かう実線の矢印で示している。

「運動」の対象は、公共における物象化された意識など、イシューによっては矢印が「公共領域（公共空間）」そのものに対して向かう場合もある（図1の真ん中の矢印）。たとえば、女性や少数者への差別意識、常識など社会一般において「自明」とされているものに対する異議申し立て（社会への問いかけ）がこれに該当するだろう。

一方、図1の公共領域に示された小さい丸印が市民活動の位置である。対象、イシューに関しては、住民運動、市民運動と市民活動の間には差はないが、領域における位置とその役割に両者の違いがある。「運動」はアド・ホックなものであるため矢印のみで示すことができる一方、市民活動はアソシエーションとして組織化し、継続した活動をおこなうため、公共領域に組織体として位置づけられる必要がある。

前節でも述べたように、「運動」は社会の諸問題を主題化さらに、また顕在化させるもの、つまりバーガーの理論でいう脱物象化の「契機」となるものであり、さらに市民活動は社会の諸問題を主題化、顕在化させることに合わせて、その諸問題の解決にも取り組む「媒体」となる。また市民活動は、国家・行政、市場セクター（フォーマル）と私的領域（インフォーマル）とのあいだに位置する公共領域に組織体を構築し、それぞれを媒介する役割もする。

このように、公共領域で点在し、団体ごとばらばらに、または分野ごと縦割りで活動していた市民活動団体は、「ネットワーキング¹⁰」という方法を通じて、その活動の対象、イシューなどの目的や、団体の抱える構造的な課題といった共通項を発見し、互いに連携することになる。ここに市民活動という包括的概念は確立された。

その後、市民活動が一般化し、社会に不可欠なものであると認識されると、その制度的基盤の充実を図るため、NPO法制度が創設されることとなった。このNPO制度の創設を通して、日本における「第三セクター＝市民セクター」の領域が可視化され、生成されることとなった¹¹。市民セクターの成立については、次節で詳しくみていきたい。

3-3. 市民セクターの成立

市民活動という用語は日本独自のものであり、その生成についてもユニークである。アメリカや

イギリスなどの社会的環境と異なり、日本では一般市民が「公共領域」において自発的活動をおこなう機会が限られていたため、市民活動は日本で独自に「発明」された活動様式であるといえる¹²。

市民活動があらわれる以前は、人びとが社会的な問題を主題化、顕在化させ、国家・行政、企業セクターもしくは公共領域に働きかける方法として、社会運動が機能した一方で、私的な立場から公共へのサービスを提供する方法として、ボランティア（奉仕）活動や地縁組織による地域活動などが機能した（松元 2011b）。

ボランティア（奉仕）活動や地域活動とは異なる市民活動の特徴は、アドボカシーという形態を用いて社会への異議申し立てをおこなう「運動体」と、公益的なサービスを供給する「事業体」の二つの側面を併せ持っていることであり、その両者の方法を利用して、能動的に社会に働きかける機能を持つ組織ということである。

従来から公共領域における「公益的」活動のほとんどは、国家・行政セクターが計画し、供給してきた。たとえば「旧公益法人（財団法人・社団法人）」や「社会福祉法人」における活動や、国家・行政セクターと企業セクターの合弁による「三セク」などの事業がそれに該当する。

旧公益法人は名目上、民間組織であるが、国家・行政セクターによる強い管理下に置かれてきた。また社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人も民間の活動であるものの、日本における福祉政策の特殊性から、国家や行政の影響が強い¹³。

旧公益法人や社会福祉法人は、サラモンらの民間非営利団体の定義から導かれる「第三セクター（Third Sector）」の条件に合致していなかったことに加え、上記の日本の特殊な背景よりサードセクターを生成させるには至らなかった。これまでの日本のサードセクターの不在は、このような理由のためである。

アメリカやイギリスでは、トライアングルモデルで示された民間非営利の領域に、既に「第三セクター（Third Sector）」が存在していたが、日本では市民活動が登場したことによって、この「公共領域」（空間）に新たなセクターの生成が促された。市民活動団体は、情報とネットワークという資源を活用しながら、民間非営利の立場で実績を残し、活動を展開させていった。このことが市民セクターという、日本のもうひとつのセクター構築へと繋がるのである。

現在、日本において成立しつつある Third Sector = 「市民セクター」について、図2を利用して説明したい。

本論で確認したように、運動の質的变化により住民運動や市民運動が生まれ、それらが主題化、顕在化した社会的問題に対して、独自の手法を用いて自らが解決するという市民活動が生成された。当初、団体ごと、分野ごとと独自で活動していた市民活動は、その共通する目的、課題などから互いに連携する必要性に気づき、ネットワークでつながることになる。そのことがNPO法の成立の契機となり、市民活動団体やNPO法人を中心とした「NPOセクター」を生成させた。ここでは、市民活動由来で、公共領域全体を覆う市民セクターの一領域を指して「NPOセクター」としたい。

図2で示されるように「NPOセクター」は、バーガーの提案したインフォーマルとフォーマル

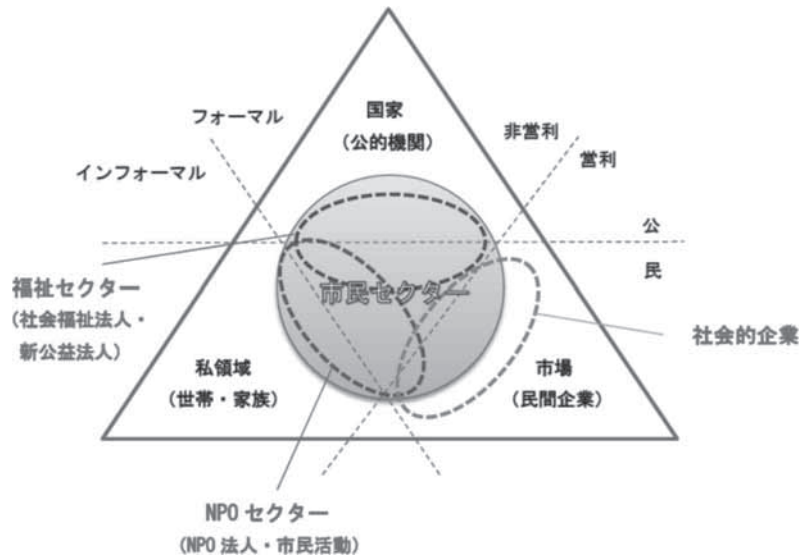


図2 日本の「市民セクター」の位置

を繋ぐ領域、インフォーマルに近い公共領域に位置する。住民運動や市民運動、市民活動という個人、コミュニティからの発信（異議申し立て・アドボカシー）を由来とするためである。セクターの主目的は、国家、企業といったフォーマルな領域からもたらされる社会的問題群や、公共領域において争点となる問題の解決である。従来からの「運動」による異議申し立てのさまざまな限界を克服するために、「サービスプロバイド」といった手法の採用とアソシエーションといえる組織をもって、「NPOセクター」は成立している。

一方、行政セクターの強い管理下にあった社会福祉法人、公益法人は、福祉制度改革による裁量や選択の増大や、公益法人改革による新公益法人制度を通じて、徐々にその自律性を増している。このことにより、サラモンらの民間非営利団体の定義から導かれる「第三セクター」の定義と合致するものとなりつつあり、国家・行政セクターに近い公共領域に、民間非営利の「福祉セクター」を成立させているといえる。このような福祉セクターの成立は、活動分野をともにする市民活動やNPO団体の隆盛からの影響が大きいだろう。

また、企業セクターの領域からは、公共性のある事業のために以前より「フィランソロピー活動」が提供されていた。現在も「企業の社会的責任（CSR）」として、公共領域に資源提供がなされており、「NPOセクター」がそのパートナーとなることも多い。近年ではそれにとどまらず、ビジネスの手法により社会的課題の解決を目指す社会的企業、ソーシャルビジネス／コミュニティビジネスが登場し、一般化しつつある。こういった社会的企業などは、市場セクターと公共領域にまたがる領域に位置するであろう。

社会的企業は、利益の最優先が求められる市場セクターの限界を克服し、社会問題の解決というミッションを最優先する事業体として登場した。その目的が、組織利益ではない公益を優先するものならば、市民運動、住民運動、市民活動の役割とも共通していることになる。よって、社会的企

業、ソーシャルビジネス/コミュニティビジネスも「NPOセクター」や「福祉セクター」とともに市民セクターを構成するひとつの要素であるといえよう。

以上の考察から、市民活動に由来するセクターである「NPOセクター」を中心に、制度の改正を経て今日に至る社会福祉法人や、新公益法人で構成される「福祉セクター（ボランタリーセクター）」、また社会的企業などを含め、その全体で日本の「Third Sector = 市民セクター」が、公共領域に確立されつつあると考えることができる。

結論：なぜ市民セクターにおいてアドボカシー機能が重要なのか

では、なぜ市民セクターにおいてはアドボカシー機能が不可欠であるのか。

ひとつは市民セクターの成立過程から明らかとなった、アドボカシー機能の「不分離性」からである。本論でみてきたようにNPOセクターは、住民運動や市民運動などの異議申し立ての集合行為が源泉であり、これらが主題化・顕在化した問題に取り組むべく成立したものである。つまり個人の主体的な立場から、社会の諸問題に対して声を上げ、正すことが目的である。これまでは主に「運動」がその役割を担ったが、現在では権利擁護や政策提言も含むアドボカシー活動も同様の役割を果たしている。

市民活動については、異議申し立てやアドボカシーなど他律性に委ねる問題解決を補うために、サービスプロバイドという手法が生み出されたのであり、アドボカシー機能とサービスプロバイド機能の両機能あわせることで、市民セクターはその役割を全うすることになる。よって市民セクターのアドボカシー機能を軽視することや、サービスプロバイダーとしての役割にのみに期待することは、目的と手段を逆転させ、「市民セクター」の存立基盤を揺るがすこととなる。

市民セクターにとってアドボカシー機能が必要であるもうひとつの理由は、アドボカシーが市民セクターを「能動的な媒体」として担保するからである。本論で検証したように、バーガーが提案した中間媒体と同じ領域に「NPOセクター」は成立した。バーガーは、社会の諸制度の矛盾がもたらした諸問題に「対抗」するのではなく、「私的領域」を「防御」するアイデアとして受動的な中間媒体の設置を示したが、「NPOセクター」は、社会の諸問題解決のため、個人やコミュニティの企図を反映させる、能動的な中間媒体として位置づけることができる。

ここでいう能動的の意味は、社会的課題の解決のために、主体的であることにあわせて、他セクターとは是非々の関係を維持する、批判的態度をもっているということである。市民セクターは、他セクターの不足を補うことでその存在意義は発揮されるものの、他セクターと主従関係におかれることになれば、もはや独立したセクターとはいえない。自らが対象を選び行為する主体性や、自らも律することへとつながる批判性を捨てるならば、市民セクターは本質的な「下請け化」へと向かうだろう。

主体性と批判性をもつことは他セクターと「対抗的相補性」を保つということであり、「三番目

のセクター」としての不可欠な条件である。なによりも市民セクターの自律性や批判性は、社会的な問題解決のために、個人やコミュニティの意思、市民や民間の視点と知識を直接的に反映するために必要不可欠な要素である。

市民セクターは、市民活動由来の「NPO セクター」だけでなく、前述したように「福祉セクター（ボランティアセクター）」や「社会的企業」などにより構成されている。主体性、批判性を要とする「NPO セクター」は、今後も「福祉セクター（ボランティアセクター）」や「社会的企業」のあり方に刺激を与え続け、日本におけるサードセクターを確固たるものにするための基盤となるだろう。

(脱物象化の視点)

市民活動は制度化することによりセクターを構成させ、活動の継続性を支えられることで効果的に活動できるようになった。一方、活動や組織の継続性のみを重視すれば、その制度や組織が物象化してしまうという重大な問題点をもつ。

物象化とは、本来は人びとの認識や了解事項に過ぎず、改良や改編が可能であるはずの社会的役割や制度に、存在論的な地位を与えてしまう認識 (Berger and Pullberg 1965: 206 =1974: 109) のことであり、制度や組織のあり方を無批判、無条件に支持・従属することで生じる。社会的課題の解決という目的を果たす手段であるはずの制度や組織が、制度や組織を維持する目的のために、行政から事業を受託するといったように、目的と手段が入れ替わってしまうような状態がそれである。また手段の目的化は、市民セクターの自己変革を阻み、代替を可能とし、その存在意義を失わせるだろう。

このことを避け、かつ制度や組織を保つためには、目的と手段が入れ替わっていないか、セクターや自らのミッションとは何なのかといった恒常的な見直しが必要である。制度や組織を物象化させるか、それを回避するかは、再帰的な意識の有無にかかっている。

そのため、制度や組織の「内部からの脱物象化」が、自己正当化への陥穽を避け、他者からの批判に 대응する方法となる。脱物象化の契機は「社会的にマージナルなところにいる個人や集団が持つ傾向」により生起される。社会の主流、常識、多数が生み出す矛盾、またはそのことによって周縁化されてしまった人びとに対する、市民の細やかな視点が、物象化されてしまったものを見抜くのである。

それにはやはり、市民活動のもつアドボカシー機能が重要となる。アドボカシー機能の重視は、他セクターと対抗的相補性を保持することに合わせて、自らへの批判性を担保することとなり、物象化から免れることへとつながる。

市民セクターがアドボカシー機能を持ち続けることは、手段の目的化を避けるためにイシューを最重視することと、脱物象化の視点を保持することへと直結している。そのことが、市民セクターの独自性を保ち、社会における役割を最大化するのである。

注

- ¹ バーガーは、「工業性」と「官僚制」が近代社会の特徴であるとする。バーガーの分析によれば「運動」の「対象」は、工業性や官僚制で特徴づけられた、さまざまな制度の複合である社会的世界であり、工業性における合理性・寄木細工性・多相関性・多元性や、官僚制における統治・体制などの諸要素から起因する問題群である (Berger et al. 1973)。
- ² 社会運動の構成についてトゥレーヌは、「主体 identité」、「敵手 opposition」、「係争目標 enjeu」を基本的な三要素としている (Touraine, A. 1978) が、本論では「担い手」、「(運動の) 対象」、「イシュー」と置き換えた。「敵手」を「対象」に置き換えたのは、運動によっては具体的な敵手を設定するのではなく、社会全体の価値観の変容を求めるようなものもあるためであり、抽象的なものも含む「対象」としている。
- ³ バーガーのいう「多面的で多相関性をもって成立する近代社会」とほぼ同義である (Berger et al. 1973)。
- ⁴ 活動を通じた相互作用の中から形成される、活動に参加する諸個人に共有されたわれわれ (同志) 意識のことで、集合行為の基礎となるもの (Melucci 1989=1997: 70-1)。
- ⁵ 福祉分野を中心に、有償で参加をする担い手も存在する (松元 2011a)。
- ⁶ バーガーは、社会的世界の物象化や、その結果生じる疎外からの解放、「脱物象化」を可能とする理論的な条件を以下の通り示している (Berger and Pullberg 1965)。
- (1) 「自明視されていた世界の崩壊を必然的に伴う社会構造の全面的崩壊」がおきる場合
 - (2) 「文化的接触という状況やその結果として起こる〈文化的衝撃〉」によるもの
 - (3) 「社会的にマージナルなところにいる個人や集団が持つ傾向」により生じられる場合
- ⁷ バーガーは、近代性の特徴である「生活世界の複数性」から、いかに個人のアイデンティティを保っていくのかということを中心に中間媒体の創設を考察した。中間媒体を構成する具体的な「中間組織」として、家族、近隣コミュニティ、教会、そして「ボランティア・アソシエーション」などを挙げている (Berger and Neuhaus [1977] 1996)。
- ⁸ 国家、行政による「公共の福祉」は「不特定多数」のための福祉であり、「公平」「平等」を最優先しなければならぬため、たとえば「特定」「少数」の社会的弱者をめぐる福祉に関しては対応が難しい。このような周縁化された問題に対して、市民活動が対応することで、市民活動はその存在意義を示してきた。
- ⁹ 高度経済成長期の副作用に限らず、現在も環境問題は、経済と環境のトレードオフの関係により引き起こされるものが多い。
- ¹⁰ ネットワーキング概念は、リップナック&スタンプス『ネットワークング——ヨコ型情報社会への潮流』の翻訳、出版により 1984 年、日本に紹介された。このことにより、「日本の市民運動は異種の運動体間のネットワークづくりに取り組むようになり (高田 2001: 149)」、市民活動という包括的な概念が登場した。
- ¹¹ 市民活動の一般化と NPO 法制度成立などについての経緯は (松元 2009a, 2010, 2011a, 2011b) などを参照されたい。
- ¹² 私領域における自発的活動や、共益活動、公益法人の活動を除く。
- ¹³ 措置制度から契約制度への移行など、制度の改編が進んだ現在は、イギリスやアメリカにおける「ボランティア・セクター」と同質のものになったといえよう。

参考文献

- 安立清史, 2005, 「福祉 NPO 概念の検討と日本への応用——介護系 NPO の全国調査から」『大原社会問題研究所雑誌』法政大学大原社会問題研究所, 554:15-27.
- , 2006, 「非営利組織 (NPO) 理論の社会学的検討」『人間科学共生社会学』5: 1-15.
- , 2008, 『福祉 NPO の社会学』東京大学出版会.

- 網倉章一郎, 2008, 「英国の新チャリティ法の成立とチャリティ・セクターのあり方」『城西国際大学紀要』16 (1) :51-89, 城西国際大学.
- Amy Blackwood, Kennard T. Wing, and Thomas H. Pollak, 2008, THE NONPROFIT SECTOR IN BRIEF: Facts and Figures from the Nonprofit Almanac 2008: Public Charities, Giving, and Volunteering, Washington: THE URBAN INSTITUTE
- Berger, Peter L. 1967, The Sacred Canopy: Elements of a Sociological Theory of Religion, New York: Random House. (= 1979, 園田稔訳『聖なる天蓋——神聖世界の社会学』新曜社.)
- 1974, Pyramids of Sacrifice: Political Ethics and Social Change, New York: Doubleday. (= 1979, 加茂雄三・山田睦男・乗浩子訳『犠牲のピラミッド——第三世界が問いかけるもの』紀伊國屋書店.)
- Berger, Peter L. and Pullberg Stanley, 1965, "Reification and the Sociological Critique of Consciousness," History and Theory, 4: 196-211. (= 1974, 山口節郎訳「物象化と意識の社会学的批判」『現象学的研究』2:94-117.)
- , 1970, Movement and Revolution, New York: Doubleday.
- Berger, Peter L. and Richard John Neuhaus, 1996, To Empower People: From State to Civil Society, Washington, D. C.: The AEI Pres.
- Berger, Peter L. and Thomas Luckmann, 1966, The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge, New York: Random House. (= 2003, 山口節郎訳『現実の社会的構成——知識社会学論考』新曜社.)
- Berger, Peter L., Brigitte Berger and Hansfried Kellner, 1973, The Homeless Mind: Modernization and Consciousness, New York: Random House. (= 1977, 高山真知子・馬場伸也・馬場恭子訳『故郷喪失者たち——近代化と日常意識』新曜社.)
- Berger, Peter L. and Hansfried Kellner, 1981, Sociological Reinterpreted: An Essay on Method and Vocation, New York: Doubleday. (= 1987, 森下伸也訳『社会学再考——方法としての解釈』新曜社.)
- Giddens, Anthony, 1990, The Consequences of Modernity, Cambridge: Polity Press. (= 1993, 松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か?——モダニティの帰結』而立書房.)
- , 1991, Modernity and Self-Identity: Self and Society in the Late Modern Age, Cambridge: Polity Press. (= 2005, 秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也訳『モダニティと自己アイデンティティ——後期近代における自己と社会』ハーベスト社.)
- Habermas, Jürgen, [1962] 1990, Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. (= 1994, 細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』未來社.)
- 萩原なつ子, 2009, 『市民力による知の創造と発展——身近な環境に関する市民研究の持続的発展』東信堂.
- 長谷川公一, 1990, 「資源運動論と『新しい社会運動』論」社会運動研究会編『社会運動論の統合をめざして』成文堂, 3-28.
- 林雄二郎・(財) 連合総合生活開発研究所, 1997, 『新しい社会セクターの可能性』第一書林.
- 日高六郎, [1960] 1973, 「市民と市民運動」『岩波講座 現代都市政策Ⅱ 市民参加』岩波書店, 39-60.
- 樋口直人・伊藤美登里・田辺俊介・松谷満, 2008, 「アクティビズムの遺産はなぜ相続されないのか ——日本における社会運動の担い手をめぐって」『アジア太平洋レビュー』大阪経済法科大学, 5:53-67.
- 平野隆之・宮城孝・山口稔編, 2001, 『コミュニティとソーシャルワーク』有斐閣.
- 出井信夫, 2002, 『都市・地域政策と公民連携・協働—PPP・PFI・NPO・基金・公益信託・第3セクターの研究—』地域計画研究所出版部.
- , 2006, 「第3セクターの概念と定義」『経済学部紀要』新潟産業大学, 30:21-85.
- 井上匡子, 2001, 「現代市民社会論とNPO」『コミュニティ政策研究 (特集 NPO の可能性と課題)』愛知学泉

大学, 3:29-40.

- 石塚美由紀, 1996, 「アメリカのNPO活動と日本の市民活動」千葉大学文学部社会学研究室著『NPOが変える!?—非営利組織の社会学』千葉大学文学部社会学研究室&日本フィランソロビー協会, 14-31.
- 助成財団センター編, 2007, 『民間助成イノベーション: 制度改革後の助成財団のビジョン』松籟社.
- 住民図書館編, 1992, 『ミニコミ総目録』平凡社.
- 梶田孝道, 1988, 「新しい社会運動—A・トゥレーヌの問題提示をうけて」『テクノクラシーと社会運動—対抗的相補性の社会学』東京大学出版会.
- , 1990, 「戦後日本の社会運動—<開発国家>と<日本の特性>に着目して」社会運動論研究会編『社会運動論の統合をめざして』成文堂, 179-201.
- 金谷信子, 2007, 『福祉のパブリック・プライベート・パートナーシップ』日本評論社.
- 神奈川県自治総合研究センター研究部地域社会と住民運動研究チーム, 1985, 『地域社会と住民運動: 自治を担う住民運動』神奈川県自治総合研究センター.
- 片桐新自, 1994, 「社会運動の総合的把握のための分析枠組」社会運動論研究会編『社会運動の現代的位相』成文堂, 15-42.
- , 1995, 『社会運動の中範囲理論—資源動員論からの展開』東京大学出版会.
- 片桐新自, 2011, 「日本における社会運動の社会学の展開」早川洋行編著『よくわかる社会学史』ミネルヴァ書房.
- 勝田美穂, 2008, 「市民運動史のなかの〈NPO活動〉—公共事業をめぐる対立から調和への変容」『法政大学大学院紀要』60:103-119.
- 川口清史・富沢賢治編, 1999, 『福祉社会と非営利・協同セクター—ヨーロッパの挑戦と日本の課題』日本経済評論社.
- 河手雅巳, 2008, 「正念場を迎える第三セクター—損失補償契約を中心として」『経済のプリズム』60:8-20, 参議院事務局企画調整室.
- 公益法人協会, 2007, 『市民チャリティ委員会報告』財団法人公益法人協会.
- Lester M. Salamon, and Helmut K. Anheier, 1997, *Defining the Nonprofit Sector: A Cross-National Analysis*. The Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project, Manchester: Manchester University Press.
- Lipnack, Jessica & Jeffrey Stamps, 1982, *Networking: The First Report and Directory*, New York: Doubleday. (= 1984, 社会開発統計研究所, 『ネットワーキング—ヨコ型情報社会への潮流』プレジデント社.)
- 町村敬志編, 2007, 「首都圏の市民活動団体に関する調査—調査結果報告書」日本学術振興会科学研究費基盤研究(B)2006年度報告書, 一橋大学.
- 町村敬志ほか, 2009, 『市民エージェントの構想する新しい都市のかたち—グローバル化と新自由主義を超えて』平成17年度~平成20年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)研究成果報告書, 一橋大学.
- 丸山真央, 2009, 「市民活動団体の類型化の試み」町村敬志編『市民エージェントの構想する新しい都市のかたち—グローバル化と新自由主義を超えて』一橋大学, 41-50.
- 丸山真央・仁平典宏・村瀬博志, 2008, 「ネオリベラリズムと市民活動/社会運動—東京圏の市民社会組織とネオリベラル・ガバナンスをめぐる実証分析」『大原社会問題研究所雑誌』法政大学, 602:51-68.
- 松原治郎・似田貝香門編著, 1976, 『住民運動の論理』学陽書房.
- 松井真理子, 2012, 「市民セクターを強化させるための中間支援組織とその機能」『四日市大学総合政策学部論集』11(1・2):9-30.
- 松元一明, 2007, 「脱物象化事例としてのNPO・市民活動論」『成蹊人文研究』15:147-168.
- , 2009a, 「NPO法成立以前の市民活動の社会的地位—財団の助成記録を通してみた実態と分析」『法政大学大学院紀要』62:179-206.

- , 2009b, 「理念的・実証的観点からみた協働の課題」『たあとの通信』特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ, 28:20-30.
- , 2010, 「NPO 法成立以前の市民活動団体の質的分析その1——1970～80年代初期より活動を続ける環境系市民活動団体を対象として」『法政大学大学院紀要』64:231-272.
- , 2011a, 「NPO 法成立以前の市民活動団体の質的分析その2——1970～80年代初期より活動を続ける福祉系市民活動団体を対象として」『法政大学大学院紀要』66:147-197.
- , 2011b, 「〈市民活動〉概念の形成—近接概念との関係性と時代背景を中心に—」『法政大学大学院紀要』67:183-213.
- 松下圭一, 1975, 『市民自治の憲法理論』岩波新書.
- Melucci, Albert, 1989, *Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society*, Philadelphia: Temple University Press. (= 1997, 高山真知子・馬場伸也・馬場恭子訳『現在に生きる遊牧民——新しい公共空間の創出に向けて』岩波書店.)
- 宮城孝, 2000, 『イギリスの社会福祉とボランティアセクター——福祉多元化における位置と役割』中央法規.
- 宮城孝編著, 2007, 『地域福祉と民間非営利セクター』中央法規.
- 村上徹也, 2013, 「『市民セクターの20年』研究会報告(1)——1990年代以降の動きを概観し、論点を抽出」『公益法人』公益財団法人公益法人協会, 42(4):21-23.
- 永田祐, 2006, 「プレア政権のボランティアセクター政策——〈格下のパートナー〉から〈対等なパートナー〉へ?」『医療福祉研究』愛知淑徳大学, 2:42-51.
- 中島智人, 2011, 「英国におけるチャリティへの寄附事情——寄附の現状と課題」非営利法人データベースシステムNOPODASホームページ(2015年12月7日取得、<http://nopodas.com/contents.asp?code=10001005&idx=100536>)公益財団法人公益法人協会.
- 西川潤, 2007, 「日本における市民社会と公共空間」『早稲田政治経済学雑誌』366:2-13.
- 岡部一明, 2002, 「アメリカにおける非営利ビジネスの展開」『東邦学誌』東邦学園大学, 31(1):29-49.
- 岡本仁宏, 2004, 「市民社会におけるNPOの位置」『家計経済研究』家計経済研究所, 61:10-19.
- 岡村重夫, 1974, 『地域福祉論』光生館.
- 大橋謙策・宮城孝編, 1998, 『社会福祉構造改革と地域福祉の実践』東洋堂企画出版社.
- 朴容寛, 2003, 「新しい社会運動とネットワーク」『総合政策論叢』鳥根県立大学, 4:51-66.
- Pestoff, V., 1998; *Beyond the Market and State. Social enterprises and civil democracy in a welfare society*; Aldershot, Brookfield, Sidney & Singapore: Ashgate. (= 2000, 藤田暁男・川口清史・石塚秀雄・北島健一・的場信樹訳, 『福祉社会と市民民主主義——協同組合と社会的企業の役割』日本経済新聞社.)
- 齋藤純一, 2000, 『公共性(思考のフロンティア)』岩波書店.
- Salamon, L. M. 1997, *Holding the center: American's Nonprofit Sector at Crossroad*, New York: The Nathan Cummings Foundation. (= 1999, 山内直人訳, 『NPO 最前線——岐路に立つアメリカ市民社会』岩波書店.)
- 佐々木毅・金泰昌編, 2002, 『(公共哲学3) 日本における公と私』東京大学出版会.
- 佐藤慶幸, 2002, 『NPOと市民社会』有斐閣.
- 佐藤慶幸・那須壽・大屋幸恵・菅原謙編著, 2004, 『市民社会と批判的公共性』文眞堂.
- 篠原一, 1968, 「市民運動の論理と構造——変動する状況のなかの争点と担い手」『朝日ジャーナル創刊9周年記念号(1968年3月17日号)』朝日新聞社, 35-41.
- , 1973, 「市民参加の制度と運動」『岩波講座 現代都市政策II 市民参加』岩波書店.
- , 2004, 『市民の政治学—討議デモクラシーとは何か—』岩波書店.
- 曾良中清司・長谷川公一・町村敬志・樋口直人編著, 2004, 『社会運動という公共空間——理論と方法のフロンティア』成文堂.

- 総合研究開発機構, 1994, 『市民公益活動基盤整備に関する調査研究』NIRA 研究報告書 No.930034.
- 高橋徹・山口節郎ほか, 1985, 『思想 (特集:新しい社会運動—その理論的射程)』737, 岩波書店.
- 高田昭彦, 1998a, 「(巻頭エッセイ) 市民による市民のための制度づくり—NPO 法を実現させた市民活動」『環境社会学研究』4:3.
- , 1998b, 「市民運動から市民活動へ、そして NPO へ—NPO 法案を生みだした市民運動の新しい展開」『アジア太平洋研究』成蹊大学, 16:95-116.
- , 2001, 「環境 NPO と NPO 段階の市民運動—日本における環境運動の現在」長谷川公一編『講座環境社会学 4—環境運動と政策のダイナミズム』有斐閣, 147-178.
- , 2003, 「市民運動の新しい展開—市民運動から NPO・市民活動へ」『都市問題』東京市政調査会, 94(8):69-84.
- , 2004a, 「市民運動の現在—NPO・市民活動のよる社会構築」帯刀治・北川隆吉編著『社会運動研究入門—社会運動研究の理論と技法』文化書房博文社, 80-110.
- , 2004b, 「市民・NPO による「公共空間」の創造—NPO (「公益」を担う市民運動) の新しい展開」『都市問題』東京市政調査会, 95(8):3-34.
- 寺田良一, 1998, 「環境 NPO (民間非営利組織) の制度化と環境運動の変容」『環境社会学研究』4:7-23.
- Touraine, A., 1978, *La voix et le regard*, Paris: Seuil. (= 1983, 梶田孝道訳『声とまなざし』新泉社.)
- 辻中豊編著, 2010, 『特定非営利活動法人 (NPO 法人) に関する全国調査報告書』文部科学省特別推進研究「日韓米独中における 3 レベルの市民社会構造とガバナンスに関する総合的比較実証研究」(平成 17 ~ 21 年度. 課題番号:17002001) 研究報告書, 筑波大学.
- 塚本一郎・山岸秀雄・柳澤敏勝, 2007, 『イギリス非営利セクターの挑戦—NPO・政府の戦略的パートナーシップ』ミネルヴァ書房.
- 塚谷文武, 2011, 「アメリカの NPO 税制の構造と実態」『立命館経済学』59(6):402-417.
- 植村邦彦, 2010, 『市民社会とは何か—基本概念の系譜』平凡社新書.
- 渡辺元, 2011, 「アメリカの非営利セクターと制度」『立教アメリカン・スタディーズ』33:17-26
- 山岡義典, 1987, 「市民活動の体験を共有の財産に」『トヨタ財団 1986 (昭和 61) 年度年次報告』18-21.
- , 1991, 「新たな展開を目指す市民活動と市民研究への支援」『トヨタ財団 1990 (平成 2) 年度年次報告』8-11.
- , 1997, 「地域社会における非営利活動」林雄二郎・連合総合生活開発研究所編『新しい社会セクターの可能性 NPO と労働組合』第一書林, 83-97.
- , 1999 「ボランティアな活動の歴史的背景」内海成治、入江幸男、水野義之編『ボランティア学を学ぶ人のために』世界思想社.
- , 2005, 「民間非営利セクターの全体像をどうとらえるか?—その骨子を三層の組織類型で把握する試み」『大原社会問題研究所雑誌』法政大学大原社会問題研究所, 555:1-20.
- , 2008, 「安心できる生活の実現と市民的努力—市民・NPO の役割」『社会福祉研究』鉄道弘済会, 102:29-37.
- , 2010, 「NPO は今こそ原点から学べ」非営利組織評価基準検討会編『「エクセレント NPO」とは何か—強い市民社会への「良循環」をつくり出す (言論ブログ・ブックレット)』認定特定非営利活動法人言論 NPO, 15:55-58.
- 財団法人自治体国際化委員会, 2002 「英国におけるボランティアセクター—自治体との新たな連携へ向けて—」